

旅客自動車運送事業の運行管理に関する基本的考え方

目 次

第1章 序	2
第2章 広義の運行管理総則	3
2 - 1 運行管理体制の整備	3
2 - 2 運行管理者の選任	4
2 - 3 事業者と運行管理者の関係	7
2 - 4 運行管理規程の作成	7
2 - 5 運行管理者に対する指導監督	8
2 - 6 運行管理者の研修	8
2 - 7 運行管理者の資格者証の返納	8
第3章 運行管理者が行う狭義の運行管理の業務	11
3 - 1 車両の配置	11
3 - 2 自動車車庫の配置	11
3 - 3 補助者の選任	12
3 - 4 点呼の実施	13
3 - 5 運転者毎の乗務記録の作成及び保存	14
3 - 6 運行記録計の管理及び記録の保存	15
3 - 7 乗務員に対する指導監督	15
3 - 8 事故の場合の措置	16
3 - 9 異常気象時等における措置	18
3 - 10 非常信号用具の備え付け	18
3 - 11 運行指示書による指示等	18
3 - 12 車掌の乗務	19
3 - 13 運転基準図の作成	19
3 - 14 運行表の作成	20
3 - 15 経路の調査等	20
第4章 労務管理	21
4 - 1 採用から退職までの適切な管理	21
4 - 2 不安全状態の運転者の乗務排除	21
4 - 3 就業規則や労働協約等による乗務員の勤務体制の確立	23
4 - 4 休憩、睡眠及び仮眠施設の整備並びに管理及び保守	27
4 - 5 乗務員台帳(運転者台帳)及び乗務員証の作成	27
4 - 6 服務規律の作成	29

第1章 序

自動車運送事業は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられ、道路上を自家用車や歩行者等と混在して走行するなど、運転者に特に高い安全意識と能力が求められているといった特徴があります。

こうした自動車運送事業の特徴に対し、これまで、営業所毎に、一定の車両台数に応じて、国家資格である運行管理者を配置し、点呼による運転者の健康状態の把握、安全な走行を確保するための具体的な指示、運転者の勤務時間等の適正な管理、運転者に対する指導監督、国への事業用自動車の事故報告等により、安全運行の確保を図るといった運行管理制度の下で、輸送の安全の確保を図っています。

また、2箇所以上の営業所がある旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）においては、各営業所において運行管理者や統括運行管理者（複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者をいう。以下同じ。）が適切な運行管理を実施しています。

こうした運行管理者を中心とする運行管理を実施する中で、事故防止等輸送の安全性の向上を図るためには、運行管理者が営業所における運行管理を適確に実施していくことが重要です。また、社長等の事業運営の重要な管理的地位にある者が、運行管理者の意見を尊重し、運行管理者による運行管理に対する意欲を増進させるとともに、事業規模に関係なく企業全体として安全最優先の意識をもち、輸送の安全が可能な限り高いレベルになるように方針を立て、当該方針に沿った目標を設定し、目標のための具体的な計画を作成するとともに、継続的に自ら輸送の安全対策を見直し改善する運輸安全マネジメントを実施しなければなりません。

この文書は、事業者及び運行管理者が、安全が最も重要な課題であることを自覚して、安全で利便性の高い輸送サービスを提供するため、営業所において実施すべきこと等を手引きとして作成されたものです。事業者は、安全意識の高い運行管理者を選任し、点呼、乗務記録、運行指示等の運行管理に関する業務を適切に実施するとともに、運行管理業務を検証し、輸送の安全性の向上を図るために見直しを行うことを通して、事業者としての事故や悪質違反を防止していくことが重要です。

安全に「安易さ」はどこにも存在しません。繰り返し熟読して、正しい運行管理の内容を理解し、日常の運行管理業務を適確に実施するようにして下さい。

第2章 広義の運行管理総則

ここでいう「広義の運行管理」とは、運行管理及び労務管理を指し、「狭義の運行管理」とは、運行管理のみを指します。

2-1 運行管理体制の整備

事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するに当たっては、運転者、運行管理者を確保する他、適切な勤務時間及び乗務時間を設定し、運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統を明確にしなければなりません。

また、車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制を確立しなければなりません。

さらに、事故防止についての教育及び指導體制、事故報告体制等の整備を行うとともに、運行管理の指揮命令系統の明確化等運行管理の体制の整備を行わなければなりません。

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第71号）（以下「乗合処理方針」という。）

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日自旅第128号、自環第241号）（以下「貸切処理方針」という。）

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第72号）（以下「乗用処理方針」という。）

特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について（平成14年1月31日国自旅第165号の2）（以下「特定処理方針」という。）

における運行管理体制の内容

法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。

営業所ごとに配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。

運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

事故防止等についての教育及び指導體制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）（以下「事故報告規則」という。）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

上記 ~ の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。

原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること(特定旅客自動車運送事業の場合は除く。)

【以下乗用処理方針のみにおける規定事項】

において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)第22条第1項に基づき地方運輸局長が指定する地域において道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者が運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。

運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。

運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。

2-2 運行管理者の選任

運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を事業者と一体となって遂行する職務を担う必要があることから、安全の確保に関する業務を遂行するために十分な管理者数が必要であるとともに、専門知識、経験が要求されることとなります。

こうしたことから、事業者は、営業所毎に、配置車両数に応じた数以上の運行管理者を選任しなければならないとともに、複数の運行管理者を有する営業所にあっては、統括運行管理者を選任しなければなりません。また、運行管理者を選任及び解任した場合には、遅滞なく(注:届出事由が発生した日から15日以内)に国土交通大臣にその旨を届け出なければなりません。

【運送法第23条及び第43条第5項、運輸規則第47条の3及び第68条並びに旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)(以下「旅客解釈運用」という。)参照】

一般乗合自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業（乗車定員 11 人以上の場合）の事業用自動車の車両数と運行管理者の選任数の最低限度

事業用自動車の両数（予備車含む。）	運行管理者数
39両まで	1人
40両～ 79両	2人
80両～ 119両	3人
120両～ 159両	4人
160両～ 199両	5人
200両～ 239両	6人
240両～ 279両	7人
280両～ 319両	8人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること（1未満の端数は切り捨て）

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の車両数}}{40} + 1$$

一般貸切自動車運送事業の事業用自動車の車両数と運行管理者の選任数の最低限度

事業用自動車の両数	運行管理者数
29両まで	1人
30両～ 59両	2人
60両～ 89両	3人
90両～ 119両	4人
120両～ 149両	5人
150両～ 179両	6人
180両～ 209両	7人
210両～ 239両	8人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること（1未満の端数は切り捨て）

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の車両数}}{30} + 1$$

一般乗用自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業（乗車定員が10人以下の場合）の事業用自動車の車両数と運行管理者の選任数の最低限度

事業用自動車の両数	運行管理者数
5両以上39両まで	1人
40両～ 79両	2人
80両～ 119両	3人

120両～159両	4人
160両～199両	5人
200両～239両	6人
240両～279両	7人
280両～319両	8人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること(1未満の端数は切り捨て)

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の車両数}}{40} + 1$$

同一事業者の同一営業所で複数の種類の事業の事業用自動車の運行を管理する場合には、それぞれの事業の種類に応じた種類の資格者証を併せて有する運行管理者に限り、当該複数の種類の事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、当該営業所で運行を管理する事業用自動車の総数に応じて、当該複数の種類の事業のうちより多くの数の運行管理者を必要とする種類の事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任するような指導をすること。

(例) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車	28両
一般貸切旅客自動車運送事業用自動車	5両
<hr/>	
複数事業の事業用自動車計	33両

この場合は、一般貸切旅客自動車運送事業における選任数の定めに従って運行管理者を選任する。

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{33}{30} + 1$$

運行管理者選任(解任)届出書記載事項

- (1) 届出者の氏名又は名称
- (2) 事業の種類
- (3) 営業所の名称及び位置
- (4) 運行管理者の氏名及び生年月日
- (5) 運行管理者が交付を受けている運行管理者資格者証の番号及び交付年月日
- (6) 選任の場合にあつては、運行管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無(兼職がある場合は、その職名及び職務の内容)
- (7) 運行管理者でなくなった場合にあつては、その理由

また、運行管理者に選任されるためには、国家試験である運行管理者試験に合格するか、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について以下のいずれかの実務の経験その他の要件を満足することが必要になります。

- (1) 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行管理に関し5年以上の実務の経験（一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣の許可を得て一般乗合旅客自動車運送事業を行う場合は除く。）を有し、かつ、その間に国土交通大臣が認定する講習（注：独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）が行う基礎講習又は一般講習）を5回以上受講していること。なお、少なくとも1回は基礎講習を受講している必要があります。
- (2) 当該事業の運行管理に関し1年以上の実務を経験した上で、国土交通大臣が定める職務（機構が実施する運行管理者等指導講習の専任講師）を2年以上経験していること。

【運送法第23条の2及び運輸規則第48条の5参照】

2-3 事業者と運行管理者の関係

運行管理者が行う運行管理業務は、営業所における事業用自動車の運行の安全を確保する上で必要不可欠な業務です。このため、事業者は運行管理者にその業務の遂行に必要な権限を与えなければなりません。

これに対し、権限が与えられた運行管理者は、運送法、同法の関係法令及び一定の車両数以上を保有する事業者が作成する安全管理規程に規定する内容を遵守し、運転者による酒気帯び運転、酒酔い運転、無免許運転等の悪質違反等の事故を防止するよう、その職務を行わなければなりません。

さらに、事業者は、運行管理者に職務遂行上の権限を与えていることから、運行管理者からの助言を尊重しなければならないとともに、運転者やその他の従業員も運行管理者の指導には従わなければなりません。

【道路運送法第23条の5参照】

2-4 運行管理規程の作成

事業者は、運行管理者又は統括運行管理者が的確かつ円滑に事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、統括運行管理者に係る組織、職務及び選任方法等並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準等を定めた運行管理規程を作成しなければなりません。

運行管理規程の作成にあたっては、少なくとも運行管理者及び統括運行管理者が当該業務を行うに足りる権限を規定し、個々の事業者が自社の実態を十分考慮して、実施すべき業務等を加え、運行管理の実施に支障をきたさないものにしなければなりません。

【運輸規則第48条の2及び旅客解釈運用参照】

2-5 運行管理者に対する指導監督

事業者は、運行管理者に対して運輸規則に規定されている運行管理者の業務の適確な処理及び自社で定めた運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければなりません。

【運輸規則第48条の3参照】

2-6 運行管理者の研修

運行管理者の職務の遂行に必要な知識や能力を向上するため、運行管理者に対する研修が定められており、事業者は運輸監理部長又は運輸支局長から運行管理者に対する研修の通知を受けたときは、運行管理者に研修を受けさせなければなりません。

運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修については、国土交通大臣が認定する講習(注：機構が実施する以下の講習)に代えることができます。

- (1) 運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする者を対象とする基礎講習
- (2) 既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理の業務を行っている者を対象とする一般講習
- (3) 死者又は重傷者を生じた事故(自動車事故報告規則第2条第2号に掲げる事故をいう。)を引き起こした営業所の運行管理者又は貨物自動車運送事業法若しくはこれらの法律の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者を対象とする特別講習

【運輸規則第48条の4及び旅客解釈運用参照】

2-7 運行管理者資格者証の返納

運行管理者は、事業者に代わって、運送法に規定する輸送の安全の確保に関する業務を行う者であり、その最低限の資質として法令遵守能力が求められています。このため、運行管理者資格者証を有する者が、輸送の安全に関する規制の違反や、休憩・睡眠施設の整

備等の事業計画等の事業に関する規制についての違反が繰り返し行われていた場合や違反が悪質である場合には、運行管理者として必要は法令遵守能力に欠けていると言えます。こうしたことから、国土交通大臣は、以下の場合には、運行管理者としてその任に適さない者として、運行管理者の資格者証の返納を命ずることができることとなっています。

(1) 処分日車数に関係なく運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、運行管理者がこれらの違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は第108条の34の規定に基づく通報があった場合

運行管理者が事業用自動車の運転の際に、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こした場合

運行管理者が点呼を全く実施していない状態が認められる場合

全く実施していない：任意の1ヶ月間における点呼簿上点呼がなされていない場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼がなされていることが確認できない場合

運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) 処分日車数「80日車」の要件と合わせて運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

事故報告規則第2条第1号、第2号、第3号、第5号及び第7号（車両欠陥事故を除く。）に規定する事故（明らかに第1当事者と推定される場合に限る。）を引き起こし、多数の死傷者（ ）を生じさせた場合その他社会的影響度の大きい事故を引き起こした場合

多数の死傷者：死者及び重傷者の合計が10人（軽傷者は0.5人として計算）を超える場合

(1) の場合には該当しないものの、過労運転、過積載運転又は最高速度違反行為が繰り返し行われていた場合

運転者に対する指導及び監督又は点呼を怠り、酒気帯び運転、酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こした場合
運行管理者が点呼を実施している機会が少なく（ ）補助者に任せている状態が認められる場合

機会が少ない：任意の1ヶ月間における点呼簿において運行管理者の点呼回数が3分の1未満である場合又は一部の点呼簿が存在せず、3分の1未満であることが確認できない場合

運行管理者返納命令の発動に当たり、1 営業所に複数の運行管理者が選任されている場合には、事案について責任を有する運行管理者（責任を有する運行管理者が不明確な場合には統括運行管理者）に対して返納命令が発動されます。

【運送法第23条の3参照】

第3章 運行管理者が行う狭義の運行管理の業務

3 - 1 車両の配置

一般乗合旅客自動車運送事業者は、営業所毎に5両の常用車及び1両の予備車を配置しなければなりません。ただし、離島等特別な事情がある場合には、5両以上に拘束されません。

一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所を要する営業区域毎に3両以上配置しなければなりません。ただし、大型車を使用する場合には営業所を有する営業区域毎に5両以上配置しなければなりません。また、車両数が3両以上5両未満で申請する場合には、中型車及び小型車を使用する輸送に限定する旨の条件を付して許可がなされます。

一般乗用旅客自動車運送事業者は、人口50万以上の都市を含む営業区域においては10両以上の事業用自動車を、それ以外の営業区域においては5両以上の事業用自動車をそれぞれ配置しなければなりません。また、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できますが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置しなければなりません。ただし、これらの場合において、離島等地方運輸局長が認める地域においては、上記の条件には拘束されません。

【運送法第5条第1項及び第43条第2項、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）（以下「施行規則」という。）第4条第1項、第3項及び第4項並びに乗合処理方針、貸切処理方針及び乗用処理方針参照】

3 - 2 自動車車庫の配置

事業者は、原則として、営業所に併設して車庫を設置しなければなりません。また、営業所に併設できない場合にあっても、運行管理が十分できるように車庫を設置しなければなりません。さらに、車両と車庫との境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、車両数すべてを収容できるものであること、使用権限を有すること等事業を運営するにあたり適切に車庫を設置しなければなりません。

【運送法第5条第1項及び第43条第2項、施行規則第4条第1項、第3項及び第4項並びに第27条第1項並びに乗合処理方針、貸切処理方針及び乗用処理方針参照】

3 - 3 補助者の選任

1人の運行管理者が毎日24時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理業務を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。具体的には、

- (1) 点呼については、原則として運行管理者が実施しなければならないものの、一部は補助者が実施することが可能です(少なくとも運行管理者が3分の1を実施しなければなりません。)
- (2) 運行指示書及び運行表の作成に関し、運行指示書及び運行表の計画立案は運行管理者自らが実施しなければなりません。資料作成や運転者への伝達行為については補助者が実施することが可能です。
- (3) 日々の点呼に基づいて実施する指導監督のうち、特異事例や特筆すべき問題が認められる場合には運行管理者が実施しなければなりません。それ以外の場合は補助者が実施することができます。また、判断を要しない台帳作成等の補助業務については補助者が実施することが可能です。

事業者が代務者を選任する場合には、以下の点に留意して下さい。

- (1) 補助者は運行管理に関する知識を有するなど運行管理者に準じる者であること
補助者は、運行管理業務の一部を代務するので、運行管理に関する知識を有し、また、営業所内の地位も運転者を指導監督するにふさわしい、運行管理者に準じる要件を備えている者である必要があります。このため、補助者となるためには、
運行管理者資格者証を取得している
初めて運行管理者になる者を対象に開講している機構の運行管理者基礎講習を受講している
ことが必要です。
- (2) 補助者の地位と職務権限は運行管理規程等において明確にしておくこと
補助者を選任した場合は、運行管理者の業務の一部を代務させるうえで、その地位と職務権限を運行管理規程などに明確に規定しなければなりません。
- (3) 補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること
代務者の数については、運行管理業務を円滑に行うことができるよう業務の量などを十分に考慮した数である必要があります。

【(運輸規則改正予定) 旅客解釈運用参照】

3 - 4 点呼の実施

運行管理者は、運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行のために必要な指示を与え、報告を聴取するため、対面により点呼を行わなければなりません。ただし、営業所から遠隔地において乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等には、運行管理者は、電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法で点呼することができます。

また、一般乗合旅客自動車運送事業において、事業用自動車の車庫が営業所から2キロメートル（地方運輸局長等が土地の利用状況、事業の形態等を勘案してこれによることが困難であると認める場合にあつては、運行管理等により自動車の保管場所が確実に確保されるものとして地方運輸局長等が個別に定める距離）離れており、乗務員が営業所以外の地で乗務を開始又は終了することとなることにより、乗務前点呼又は乗務後点呼を所属しても差し支えありませんが、運行の安全の確保の観点から、可能な限り対面で確認することが望ましいです。

(1) 乗務開始前点呼における確認・指示事項

- ・運転者の健康状態、疲労の度合、飲酒、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の状態について確認し、安全な運転ができる状態かを判断する。
- ・車両について日常点検を実施しているかどうかを確認する。
- ・正しい服装をしているかどうかを確認する。
- ・運転免許証、非常信号用具、業務上必要な帳票類等、携行品を確認する。
- ・休憩時間や時間、乗客や荷物に関する注意事項、運行の安全を確保するための重点目標について指示をする。
- ・個々の運転者について、運転行動に現れやすい問題点について注意を促す。

(2) 乗務終了後点呼における確認・報告事項

- ・運行した車両、乗客や荷物の異常の有無、乗務記録、運行記録計等の記録により運転者の運転状況等を確認する。
- ・今後の運行に役立てるために工事箇所等道路状況に関する最新情報及びヒヤリ・ハット経験の有無等安全情報を聞く。
- ・運転者に翌日の勤務を確認させる。

(3) その他

- ・点呼を終えた点呼実施者は、点呼記録簿を作成し、その記録を1年間保存しなければなりません。

【運輸規則第21条及び第48条第1項第6号並びに旅客解釈運用参照】

点呼記録簿への記載事項

(1) 乗務前点呼

点呼執行者名

点呼日時

点呼方法（対面、電話等の別）

運転者名

運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況

乗務する自動車の登録番号または識別できる記号

日常点検の状況

指示事項

その他必要な事項

(2) 乗務後点呼

点呼執行者名

点呼日時

点呼方法（対面、電話等の別）

自動車、道路及び運行の状況

交替運転者に対する通告

その他必要な事項

3 - 5 運転者毎の乗務記録の作成及び乗務記録の保存

運行管理者は、過労乗務の防止、過積載による運送の防止等運行の適正化を図るため、運転者の日常の乗務を把握しなければなりません。そのため、運行管理者は、運転者に当該乗務を行った以下の内容を記録させ、1年間保存しなければなりません。

- ・ 運転者名
- ・ 乗務した事業用自動車の自動車登録番号、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号
- ・ 乗務の開始、終了の地点及び日時、主な経過地点及び乗務した距離
- ・ 運転を交替した場合におけるその地点及びその交替日時
- ・ 休憩又は仮眠、睡眠をした場合におけるその地点及びその開始・終了の日時
- ・ 車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊が生じた事故又は自動車の転落、火災、踏切での衝突・接触、自動車の故障等の事故が発生した場合にあってはその概要及び原因
- ・ 著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあってはその概要及び原因
- ・ 乗車定員が1人以上に車掌が乗務した場合には、当該車掌名及び交替した車掌毎にその地点及び氏名（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）

・運転者毎に作成した当該運転者が乗務する事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）

また、事業者は、運転者毎に記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができますが、この場合には、事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければなりません。

【運輸規則第25条及び第48条第1項第7号並びに旅客解釈運用参照】

3 - 6 運行記録計の管理及び記録の保存

運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、秩序ある運行の確保に活用するため、

- ・起点から終点までの距離が100キロを超える運行系統を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者

- ・交通の状況を考慮して乗務距離の最高限度を定める指定地域（注：東京都及び大阪市）内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）

の運行管理者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合における瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

また、運行管理者は、当該記録を解析し、運行管理に活用するとともに、運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行の用に供さないようにしなければなりません。

【運輸規則第26条、第48条第1項第8号及び第9号並びに旅客解釈運用参照】

3 - 7 乗務員に対する指導監督

自動車運送事業の運転者は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に安全意識と能力が求められます。さらに、多様な地理的、気象的狀況の下で運転するとともに、大型の自動車を運転することから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求されます。こうしたことから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育」を積極的に実施する必要があります。

運行管理者は、乗務員(運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員をいう。以下同じ。)に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な技能及び知識の習得を通して、他の乗務員の模範となるべき乗務員を育成しなければなりません。

また、運行管理者は、死者又は重傷者が生じた事故を引き起こした運転者、新たに雇い入れた運転者及び65歳以上の高齢の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項について指導するとともに、国土交通大臣が認定する適性診断(注：機構その他の機関が実施する特定診断、初任診断及び適齢診断)を受けさせなければなりません。

さらに、運行管理者は運転者教育を実施した場合は、その内容を教育実績として乗務員(運転者)台帳に記録し、教育効果の把握に努めなければなりません。

なお、運転者以外の乗務員に対する教育訓練も運転者教育と同様に計画的に実施しなければなりません。

【運輸規則第38条第1項から第5項まで、第48条第1項第16号及び旅客解釈運用参照】

3 - 8 事故の場合の措置

(1) 事故処理

事故を起こした運転者は、被害者の救護を行うとともに速やかに警察及び会社に報告し、運行管理者の指示に従うとともに、運行管理者は、適切に運転者に指示を与える等速やかに適切な処置を取らなければなりません。

(2) 事故報告書の提出

事業者は、事業用自動車の転覆、火災等の重大な事故()を引き起こしたときは、事故発生日から30日以内に、当該事故毎に自動車事故報告書3通を、事故を起こした自動車の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して国土交通大臣に報告しなければなりません。

(3) 事故速報

事業者は、転覆、転落、火災又は踏切における鉄道車両との衝突・接触のいずれかに該当する事故で、死者若しくは重傷者又は物質の飛散若しくは漏えいを引き起こしたとき等は、事故報告書の提出のほかに、電話等により、24時間以内にその事故の概要について、事故を引き起こした自動車の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければなりません。

(4) 事故の記録とその保存

運行管理者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、

- ・乗務員の氏名

- ・ 事業用自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ・ 事故の発生日時
- ・ 事故の発生場所
- ・ 乗務員以外の事故の当事者の氏名
- ・ 事故の概要、損害の程度
- ・ 事故の原因
- ・ 再発防止対策

を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。

事故の記録として、事故の状況、発生原因等を的確かつ具体的に記録することで、同種事故の再発など、事故防止に役立ちます。また、運行管理者は、事故発生時点において推定される直接的原因のみならず事故の要因と認められるものを正確に把握し、諸々の要因について総合的に事故原因を究明することに努める必要があります。

(5) 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置

類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断したとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがある場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長より事故警報が発令されたときには、運行管理者は、これらの事故警報に定められた事故防止対策に基づいて、運行の安全を確保するため、従業員に対して周知し、指導監督を行わなければなりません。

【運輸規則第26条の2、第48条第1項第9号の2及び第19号、自動車事故報告規則並びに旅客解釈運用参照】

重大事故とは

自動車の転覆、転落、火災（自動車又は積載物の火災）又は踏切での鉄道との衝突・接触事故

死者又は重傷者（14日以上病院に入院することを要する障害）を生じた事故

自動車に積載された次に掲げるものの全部又は一部が飛散し、又は漏えいした事故

- ・ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物
- ・ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類
- ・ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス
- ・ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物

- ・シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物

運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなった事故

原動機及び動力伝達装置、操縦装置等の自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

自動車事故の発生の防止を図るために報告を求める以下の事故

- ・20人以上の軽傷者を生じた事故
- ・鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させた事故
- ・飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じさせたもの
- ・車輪の脱落、トレーラの逸脱、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じた事故

3 - 9 異常気象時等における措置

運行管理者は、天災、異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、状況を的確に把握し、乗務員に対して暴風警報等の伝達、運行の中止、迂回、徐行運転、待避所の指定、旅客等の保護方法等を適切に指示しなければなりません。

【運輸規則第20条、第48条第1項第2号及び旅客解釈運用参照】

3 - 10 非常信号用具の備え付け

自動車が故障その他の原因で踏切内や高速道路上に立ち往生してしまった場合に、他の交通に対して迅速に非常事態の発生を知らせるため、自動車には、道路運送車両の保安基準により、非常信号用具の備え付けが義務付けられています。また、運行管理者は、非常の際に迅速かつ確実に非常信号用具を扱えるよう乗務員に使い方を実践体験させ、熟知させなければなりません。

【運輸規則第38条第7項、第43条第2項及び第48条第16号参照】

3 - 11 運行指示書による指示等

一般貸切自動車運送事業の場合には、長時間にわたり所属営業所に戻らずに運行を行い、当初の運行計画を変更する可能性がある結果、運行経路や運行の安全の確保上必要な事項

について運行管理者から運転者へ確実に伝達されない可能性があります。

このため、運行管理者は、乗務開始前及び乗務終了後の点呼のいずれも対面で行うことができない場合には、運行毎に、

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間
- (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点
- (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

を記載した運行指示書を作成して、運行指示書を作成して、運転者に確実に伝達されるよう指示するとともに、当該指示書を携行させなければなりません。また、運行指示書は運行終了の日から1年間保存しなければなりません。

【運輸規則第28条の2及び第48条第1項第12号の2並びに旅客解釈運用参照】

3 - 12 車掌の乗務

乗車定員が11人以上の一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業のうち、

- ・車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車であって、性能及び構造上で国土交通大臣が定める基準に適合していないものを旅客の運送の用に供するとき
- ・道路及び交通の状況並びに輸送の状態により道路、踏切道、折り返し場所を通行する場合で運転上危険があるとき
- ・旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき

は、車掌を乗務させなければならないことがあります。この場合において、運行管理者は、適切に車掌を乗務させ、運行の安全の確保を図らなければなりません。

【運輸規則第15条及び第48条第1号並びに旅客解釈運用参照】

3 - 13 運転基準図の作成

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行ダイヤを基本として運行していることから、運行する路線における道路状況、交通状況などを事前に把握する必要があります。このため、

- (1) 停留所の名称及び位置並びに隣接する停留所間の距離

(2) 標準の運転時分及び平均速度
(3) 道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態
(4) 踏切、橋、トンネル、交差点、降雨時において著しく路肩が軟弱となるおそれのある箇所又は土砂崩壊のおそれのある箇所等運行に際して注意を要する箇所
(5) (4) の箇所を通過するときの注意事項、道路付近の学校、病院等の位置その他当該道路における運転上の注意事項等運行の安全を確保するために必要な事項
を内容とした運転基準図を作成して、これを営業所に備え付け、かつ、これを活用して運転者に対して旅客運送の安全の確保について適切な指導を十分に行わなければなりません。

【運輸規則第 2 7 条第 1 項及び第 4 8 条第 1 項第 1 0 号並びに旅客解釈運用参照】

3 - 14 運行表の作成

一般乗合旅客自動車運送事業者は、発車時刻の厳守と安全な運行の確保を図るため、

- ・ 起点及び終点の多い停留所、乗降客の多い停留所並びに運行上必要な停留所等の主な停留所
- ・ 当該停留所の発車時刻及び到着時刻
- ・ 運転区間、走行距離及び安全運行を図るための注意事項等の運行に必要な事項

を記載した運行表を作成して運転者に携行させなければなりません。この運行表は、乗務前点呼の際に運転者に手渡し、また、乗務後点呼の際に運転者から回収します。

一般乗合旅客自動車運送事業の利用者が営業所又は停留所に掲示してある発車時刻前にきた際に、利用者の乗車しようとする自動車が既に発車していたために乗車できなかったということがないよう、事業者は乗務員に対して発車時刻前に発車してしまう早発の禁止について指導監督しなければなりません。

【運輸規則第 2 7 条第 2 項及び第 4 8 条第 1 項第 1 1 号並びに旅客解釈運用参照】

3 - 15 経路の調査等

一般貸切旅客自動車運送事業においては、利用者の要望により運行経路が決定され、運転者にとって不慣れな道路を走行することがあるため、運行管理者は、安全な運行を確保するために事前に経路を調査し、道路状況、運転要領、その他必要な事項について、運転者に詳細に指示するとともに、経路の状態にあった車両を使用しなければなりません。

【運輸規則第 2 8 条及び第 4 8 条第 1 項第 1 2 号参照】

第4章 労務管理

運行管理者は、事業用自動車の運行の安全を確保する業務について、中核的役割を日常的に担っています。運行管理者は、過労乗務による事故の防止を図るため、乗務の実績を分析し、仕事の条件や環境の差異などを考慮して乗務員の最大許容乗務時間又は乗務距離を設定し、これに基づき乗務員を乗務させ、業務の適正化を図らなければなりません。

4 - 1 採用から退職までの適切な要員の管理

事業者は、車両数及び事業計画に応じた適切な数の運転者を常時選任しなければなりません。運転者を選任する場合には、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者及び2週間を下回る試用期間のみ使用される者を選任することはできません。

また、事業者は、義務付けられた数の常勤の運行管理者を確保していなければなりません（「2 - 2 運行管理者の選任及び解任」参照）。

さらに、運行管理者は、事業者により運転者として選任された以外の者に事業用自動車を運転させてはいけません。

上記に加えて、一般乗用旅客自動車運送事業者は、新たに雇い入れた者に対して、雇入後少なくとも10日間の指導、監督及び特別な指導を行うとともに、適性診断を受診させなければなりません（新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者である場合は除く。）

【運送法第27条第1項及び第43条第5項、運輸規則第35条、第36条第1項及び第20条第1項第1号並びに貨物解釈運用参照】

4 - 2 不安全状態の運転者の乗務排除

(1) 非選任運転者の禁止

事業者は、事業計画の遂行に十分な数の運転者を常時選任し、運行管理者は、これらの運転者に対して、輸送の安全確保に必要な遵守事項や運転に関する技能・知識について指導監督を行っているため、運行管理者は、これらの運転者以外の者に事業用自動車を運転させてはなりません。

【運輸規則第35条及び第48条第1項第13号並びに旅客解釈運用参照】

(2) 要件不備運転者の禁止

事業用自動車の運転者には法令により要件が定められているので、運行管理者は、常に運転者の運転免許証の種類、制限等を把握し、適切な乗務指示を行わなければなりません。

【旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令及び運輸規則第48条第1項第18号参照】

(3) 不安全状態の運転者の運転禁止

運転者は、輸送の安全を確保するため、飲酒運転や過積載の防止等最低限の事項を遵守しなければなりません。また、運行管理者は、適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるように努めるとともに、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う必要があります。

【運送法第27条第3項、運輸規則第49条及び第50条並びに旅客解釈運用参照】

運転者が遵守しなければならない事項

- (1) 火薬類等の物品を旅客がいる車内に持ち込まないこと。
- (2) 酒気を帯びて乗務しないこと。
- (3) 車内で喫煙をしないこと。
- (4) 車両の日常点検整備を行うこと。
- (5) 乗務開始前及び乗務終了後は、運行管理者による点呼を受け、事業者に報告すること。
- (6) 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、事業者はその旨を申し出ること。
- (7) 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
- (8) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- (9) 故障等で踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。
- (10) 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- (11) 他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、当該他の運転者から前号の規定による通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。
- (12) 乗務等の記録を行うこと。(詳細については、「3-5 運転者毎の乗務記録の作成及び乗務記録の作成」を参照)

- (13) 運転捜査に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- 【以下は、乗車定員が1人以上の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者に限る。】
- (14) 車掌の合図を受けて発車すること。
- (15) 発車の直前に安全の確認ができた場合を除いて警音器を吹鳴すること。
- (16) 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。
- (17) 自動車を交替させようとするときは車掌の誘導を受けること。
- 【以下は、「3-12 車掌の乗務」の要件に該当しない事業用自動車に乗務する運転者に適用】
- (18) 乗降口の扉を閉じた後で発車すること。
- (19) 停車前に旅客の乗降のために扉を開かないこと。
- 【以下は、一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者に適用】
- (20) 運行表を携行すること。
- 【以下は、一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者に適用】
- (21) 運行指示書を携行すること。
- 【以下は、一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者に適用】
- (22) 指定地域内にある営業所に属する者は、乗務距離の最高限度を超えて乗務しないこと。
- (23) 乗務中は乗務員証を携行し、乗務終了後には乗務員証を返還すること。

4-3 就業規則や労働協約等による乗務員の勤務体制の確立

事業者及び運行管理者は、就業規則、労働協定等で勤務時間、時間外勤務、公休、有給休暇等を明確にし、乗務員の勤務体制を確立しなければなりません。

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間の設定

- ・自動車運送事業の乗務員は一般に他の産業とは異なった労働条件の下で働いているため、運行管理者は、乗務員が過労乗務により事故を起こさないように、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号)」等に基づいて適正に管理しなければなりません。
- ・運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、深夜勤務の時間の長さ並びに深夜勤務、早朝勤務及び夜間勤務の連続等について十分に考慮し、できれば1ヶ月分程度の予定を示せるよう、法令で定める基準に従って事業者が定めた勤務時間及び乗務時間に係る基準に則って乗務時間及び乗務調整を行う必要があります。

【運輸規則第21条第1項、第7項及び第48条第1項第3号並びに旅客解釈運用参照】

旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業

項目	改善基準の概要	特例等
拘束時間	1日13時間以内(16時間まで可能。ただし、15時間超は週2回まで)	1日20時間まで延長可(1台の自動車に2人以上乗務する場合で、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る。) 隔日勤務の場合、2暦日における拘束時間は21時間以内とする。 フェリーに乗船する場合は、乗船時間のうち2時間までを拘束時間とする。
	4週間を平均して、1週間当たり6.5時間(貸切バス等に乗務する者で、労使協定により5.2週間のうち1.6週間までは、最大1週間当たり71.5時間まで延長可)	
休息期間	1日連続8時間以上(運転者の住所地での休息時間が、それ以外の場所より長くなるように努めること。)	4時間まで短縮可(1台の自動車に2人以上乗務する場合で、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る。) 隔日勤務においては勤務終了後連続20時間以上の休息期間を与えること。 フェリーに乗船する場合、乗船時間から2時間を減じた時間を休息期間として取り扱う。 その場合であっても、減算後の休息期間は、下船時刻から勤務終了時刻の2分の1を下回ってはならない(2人乗務の場合を除く。) 1日において1回当たり継続時間4時間以上で、かつ、合計10時間以上の要件を満たす場合には、全勤務回数の2分の1を限度として休息期間を分割することができる。
休日	休息期間+2.4時間(3.0時間を下回らないこと。)	

運転時間	2日を平均して1日9時間を超えない。	52週間のうち16週間までは、4週平均で1週間当たり4.4時間まで延長可 (貸切バス等に乗務する者で、52週間の運転時間は2080時間を超えない労使協定が存在する場合に限る。)
	4週平均で1週間当たり4.0時間以内	
連続運転時間	4時間以内	
時間外労働	時間外労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内に限る。	
休日労働	休日労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内で2週間で1回を超えない場合に限る。	

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業

項目	勤務形態	改善基準の概要	特例等
拘束時間	日勤勤務者	1日13時間以内 (16時間まで可能。ただし、15時間超は週2回まで)	車庫待ち等の運転者で以下の要件を満たした場合は、1日最大24時間まで延長可。 ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること ・1日の拘束時間が16時間を超える回数が1ヶ月について7回以内であること ・1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠期間を与えること
		1箇月の拘束時間は29.9以内	車庫待ち等の運転者において労使協定がある場合は、1箇月320時間まで延長可
	隔日勤務者	2暦日において21時間以内	車庫待ち等の運転者において、夜間4時間以上の仮眠期間を与えることにより、2暦日の拘束時間の限度を労使協定により定める回数(1箇月につき7回以内)に限り24時間まで延長可

せることが必要です。また、疲労、飲酒等の理由により安全な運転又はその補助ができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないようにしなければなりません。

【運輸規則第21条第3項及び第48条第1項第4号並びに旅客解釈運用参照】

4-4 休憩、睡眠及び仮眠施設の整備並びに管理及び保守

(1) 休憩、睡眠及び仮眠施設の整備

休憩、睡眠及び仮眠施設は、過労乗務になりやすい傾向にある自動車運送事業にとって、適正な勤務時間、乗務時間を確保し、事故の防止を図るために重要なものです。このため、事業者及び運行管理者は、乗務員に睡眠や仮眠を与える必要がある場合や乗務員が休憩時間に休憩を取る場合に有効に利用できるように必要な施設を整備し、適切に管理・保守しなければなりません。原則として、営業所又は車庫に併設するとともに、睡眠施設については1人当たり2.5㎡以上の広さを有している等乗務員が利用するために適切な施設でなければなりません。

(2) 休憩等施設の適切な管理及び保守

運行管理者は、運転者の健康管理のため、事業者が整備した施設を常に良好な状態に維持し、乗務員が有効に利用できるように管理しなければなりません。その際、乗務員が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられており、また、寝具等必要な設備が整えられているとともに、施設・寝具等が不潔な状態にはないようにしなければなりません。

【施行規則第6条第1項第3号及び第21条、乗合処理方針、貸切処理方針及び乗用処理方針、運輸規則第21条第2項及び第48条第1項第3号の2並びに旅客解釈運用参照】

4-5 乗務員台帳(運転者台帳)及び乗務員証の作成

(1) 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、採用時の調査結果等を基に法令で定められた事項を記載し、また、一定の様式の乗務員台帳(運転者台帳)を作成して、運転者の所属する営業所に備えておかなければなりません。

(2) 事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職などの理由により運転者でなくなった場合には、その運転者の乗務員台帳(運転者台帳)に運転者でなくなった年月日及び理由を記載して3年間保存しなければなりません。台帳の中で、運転免許関係の記載事項については、個々の運転者の状況を把握する観点から、運転免許証との照合により有効期間の更新等の変更があったときには、直ちに台帳に記載しなければなりません。

【運輸規則第37条第1項、第2項及び第48条第1項第13号の2並びに貨物解釈運用参照】

運転者台帳への記載等事項

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類並びに運転免許に条件が付されている場合は当該条件
- (6) 事故を引き起こした場合()又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
- (7) 運転者の健康状態
- (8) 運行の安全の確保のために遵守すべき事項に関する指導の実施及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診の状況
- (9) 運転者台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合(いわゆる第1当事者である場合)を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の当事者である場合は記載する必要はありません。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を記載する必要があります。この場合、後に自動車車検の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付しなければなりません。

また、当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要(損害の程度を含む。)を記載する必要があります。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができます。

- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、乗務前後の点呼の際に、作成番号及び作成年月日、事業者の氏名又は名称、運転者の氏名並びに運転免許の有効期限を記載した乗務員証を携行させるとともに、及びその者が乗務を終了した場合には、当該乗務員証を返還させ、それを点呼等の記録に記入しなければなりません。また、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者にかかる乗務員証に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これらを1年間保存しなければなりません。

【運輸規則第37条第3項、第4項及び第48条第1項第14号並びに旅客解釈運用参照】

4 - 6 服務規律の作成

事業者は、輸送の安全を確保するために、乗務員の服務についての規律を定めなければなりません。服務規律には、規律正しい運行業務を確保するために、運輸規則に規定された乗務員、運転者等が遵守しなければならない事項や事業者が独自に定めた規律が全て含まれていなければなりません。

【運輸規則第41条及び旅客解釈運用参照】